

発議案第2号

令和7年3月25日

四街道市議会議長 関根 登志夫 様

提出者 四街道市議会議員 飯 豊 明 久 

賛成者 同 大 越 登美子 

賛成者 同 成 田 芳 律 

賛成者 同 石 井 幸 夫 

賛成者 同 宮 城 そういち 

ガソリン・軽油価格の暫定税率早期撤廃を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由

昨今の相次ぐ物価上昇に加え、生活に欠かすことのできないガソリン・軽油への課税は国民に大きな負担となっています。国民生活に寄り添い、負担軽減のためにもガソリンの暫定税率早期撤廃が必要です。それを求めている地方自治法第99条に基づく意見書提出について別紙のとおり提案します。

ガソリン・軽油価格の暫定税率早期撤廃を求める意見書（案）

昭和 49 年、道路整備の財源不足に対応するため当時の政権が暫定税率を導入したが、50 年が経過した現在に至るまで残されています。ガソリン・軽油価格の高騰は、家計を圧迫するだけでなく、地域産業にも深い影を落としています。特に地方においては、自動車は生活必需品となっており、人口比での保有台数も多く、その分経済に及ぼす影響も甚大です。

自民党、公明党、国民民主党の幹事長間において、いわゆるガソリンの暫定税率を廃止する事が約束され、自民・公明両党は 12 月 20 日、令和 7 年度与党税制改正大綱において、ガソリンの暫定税率撤廃の文言を明記しました。しかし、その時期については示されておりません。燃料価格の負担軽減策も令和 7 年 1 月 16 日をもって終了となり、ガソリンの全国平均小売価格は 1L あたり 180 円を超えており国民生活に与える影響は計り知れません。そのため国民生活を守り、地域経済を維持するためにもガソリン暫定税率の早期撤廃を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 7 年 月 日

四 街 道 市 議 会

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿